

○施設使用料・宿泊料の減免

- (1) 甲類又は乙類の高校生以下の場合は、使用料・宿泊料の全部又は一部が免除されます。
- (2) 免除を受ける場合は、使用申込書のほかに「減免申請書」の提出が必要です。

使用料・宿泊料が免除される場合		免除の額
①	県が主催又は共催する事業に使用するとき	全額
②	県内に所在する学校等が教育活動として使用するとき	全額
③	県内に在住又は県内に所在する学校等に通学する高校生以下の者が使用するとき	宿泊料
④	身体障害者手帳、療養手帳（同種の手帳を含む。）若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付、難病患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明又は児童福祉法第19条の3第7項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第19条の22第4項の規定による小児慢性特定疾病にかかっている旨の証明を受けた者及びその介護者一名が和室又はキャンプ場を使用するとき	宿泊料
⑤	その他所長が特別の理由があると認めたとき	県教育長が個別に定める額

例) 県内のスポーツ少年団や子ども会などが使用する場合、子どもたちは③に該当し減免になりますが、引率者（保護者）は減免対象外です。

○その他の経費（税率改定等でやむを得ず変更になる場合があります）

洗濯代（1人につき）	シーツ・枕カバー一式	250円
キャンプファイヤー薪代	1束	1,300円
キャンドルファイヤー代	1式	500円
野外炊事（1人につき）	炊事実習代	100円
各種クラフト・体験活動 （1人につき）	マイスプーン・マイフォーク	各200円
	焼き板	150円
	ネームタグ	150円
	サイコロカレンダー	150円
（1班4～5名）	工作モルック	2班ごとに 150円

○支払いの方法

- (1) 宿泊・施設使用料・洗濯代等については事務室へお支払いください。（現金又は銀行振込）
- (2) 食事代についてはレストランに直接お支払いください。（銀行振込のみ）
- (3) 振込時に発生する手数料は利用者の負担とさせていただきます。

○その他

リーダー室には金庫を用意しております。利用をご希望の場合は事務室へお問合せください。鍵は団体で責任をもって管理してください。